

四監査第 62 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和 4 年 8 月 4 日

四国中央市監査委員 宝 利 良 樹

四国中央市監査委員 三 宅 繁 博

監査結果報告書

1 準拠基準

四国中央市監査委員監査基準

2 監査の種類

財政援助団体等監査

3 監査の対象及び実施日

対象団体	所管部局	監査の種類	実施日
株式会社 やまびこ	経済部 観光交通課	出資団体監査 公の施設（霧の森・霧の高原、霧の森交 湯～館）指定管理者監査	令和4年3月24日

4 監査の範囲

主として令和2年度の当該監査種別に係る出納その他の事務

5 監査の期間

令和4年3月3日から同年3月24日まで

6 監査の着眼点

出資団体監査としては、当該団体について、事業が出資等の目的に沿って適切に運営されているかを主眼とする。

指定管理者監査としては、監査の対象となった公の施設の指定管理に係る事務執行等が、指定管理者制度の目的に沿い適正かつ効率的に行われているかを主眼とする。

(1) 所管部局関係

ア 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

イ 公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定は、法、条例等に根拠をおき、適正・公正に行われているか。

ウ 管理に関する協定等には、必要事項が適正に記載されているか。

エ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。

オ 定期報告や事業報告による管理状況等の検証は適切になされているか。

(2) 対象団体関係

- ア 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。
- イ 経理・庶務事務は適正に行われているか。
- ウ 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより、適切に管理されているか。
- エ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- オ 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。

7 監査の実施内容

事務局職員は、対象団体及び所管部局から提出された関係書類、諸帳簿等により事前調査を行い、その結果について監査委員に報告する。監査委員は、事務局職員の報告や提出資料に基づき検証及び確認を行うとともに、関係者からの説明を聴取することにより監査を実施した。

8 監査の結果

監査の着眼点に基づき実施した結果、概ね適正に処理されているものと認められたが、一部に是正又は改善及び検討を要する事項が見受けられたので、四国中央市監査委員監査基準第 16 条第 4 項の規定により、以下のとおり意見を述べる。

なお、軽微なもの等については、口頭で留意または改善を促したので記述を省略する。

【意見】

稟議規程で決裁が必要とされている備品購入において、稟議書が作成されていないものが見受けられた。また、市担当職員に回付する稟議書において、稟議番号と承認日が記入されていないものが見受けられた。稟議規程に則った事務処理に努められたい。

就業規則、職務権限規程、『施設に関する修繕等の一部負担に関する覚書』において、一部検討を要する事項が見受けられた。内容について十分な精査をお願いしたい。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により営業休止や時間短縮営業を余儀なくされ、霧の森お茶まつりの中止もあり、開業以来増加し続けていた来場者数が前年度比 71.75%に、霧の森大福販売数も前年度比 75.63%に減少した。そのような中、インターネットによる通信販売に重点を置き、「大福と新茶の極上セット事業」「新茶 WEEK 事業」「バレンタイン WEEK 事業」等と銘打ったイベントを積極的に行い、雇用調整助成金、持続化給付金、家賃支援給付金等新型コロナウイルス感染症に係る国の支援施策等を活用するなど、最大限の経営努力がなされたことが伺える。

(株)やまびこの経営方針についての答申書（令和 2 年 3 月 6 日(株)やまびこ経営戦略会議）を受け、お茶栽培に関わる人材を育成し技術を伝承する役割を担うために、令和 2 年度に新宮茶生産室を設立した。引き続き本答申に示された事項を尊重しながら、会社の理念である『お客様の満足は、私たちの満足です。』を大切に、職員一丸となって四国中央市を代表する観光施設の管理運営をお願いしたい。

株式会社やまびこ

団体の概要

1 設立年月日

平成 10 年 6 月 19 日

2 資本金

125,500,000 円（市の出資額 100,000,000 円、資本金に占める割合 79.7%）

3 組織（令和 3 年 4 月 1 日現在）

役員 8 人（取締役 6 人、監査役 2 人）

従業員 93 人（特別社員 1 人、市職員 1 人、派遣（教員） 1 人、正規職員 26 人、常勤パート 34 人、短時間パート 8 人、アルバイト 17 人、嘱託 2 人、シルバー人材センター 3 名）

4 事業（定款に記載された事業）

- （1）飲食店、喫茶店、加工食品直売施設、キャンプ場、各種スポーツ施設、宿泊・研修施設、資料館、茶室及び養魚場の経営並びに管理業務の受託
- （2）豆腐類、パン、菓子類、乳製品、惣菜、仕出し弁当類の製造・販売及び農産物、水産物の加工・販売
- （3）観光案内業務、広告、出版物の発行及び販売並びに各種催事の企画・運営
- （4）山菜、清涼飲料水、酒類、煙草類、切手類及び観光土産品の販売
- （5）工芸品、民芸品の製造及び販売
- （6）ふるさと小包、地域特産品の企画、研究及び開発
- （7）食肉の加工及び販売
- （8）給食業務の受託
- （9）福祉バス及び通学バスの運行業務の受託
- （10）農林業の作業の代行及び請負
- （11）福祉等、公共公益施設の管理業務の受託
- （12）上下水道の使用料金徴収及び検針業務の受託
- （13）道路の維持補修等管理業務の受託
- （14）一般廃棄物収集運搬業務の受託
- （15）公衆浴場及び特殊浴場の経営及び運営に関する受託業務
- （16）前各号に付帯する一切の事業

指定管理業務の概要

1 対象施設

(1) 霧の森

開 設：平成 11 年 5 月 25 日

所 在 地：四国中央市新宮町馬立 4491 番地 1

施設内容：レストラン、茶フェ、茶室聴水庵、ふれあい館、コテージ (7 棟)
その他附属施設

(2) 霧の高原

開 設：平成 11 年 7 月 19 日

所 在 地：四国中央市新宮町上山 4500 番地

施設内容：センターハウス、コテージ (4 棟)、バーベキューハウス、キャンプ場
オートサイト、テントデッキ、その他附属施設

(3) 霧の森交湯～館

開 設：平成 17 年 8 月 12 日

所 在 地：四国中央市新宮町馬立 4491 番地 1

施設内容：男女湯浴施設、研修室等

2 指定管理期間

平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで (5 年間)

3 指定管理料 (令和 2 年度分)

霧の森・霧の高原 7,263,000 円

霧の森交湯～館 25,097,000 円

4 指定管理者の業務内容

(1) 施設の運營業務

(2) 施設の維持管理業務

(3) 集客業務

(4) 自主事業運營業務

5 施設の実績

(1) 利用状況

ア 年間利用者数

	令和2年度	対前年度比
霧の森	152,704 人	80.6%
霧の高原	7,781 人	82.3%
霧の森交湯～館	26,460 人	50.9%

イ 霧の森交湯～館の利用者数

	令和2年度	対前年度比
入浴者数	25,269 人	51.3%
研修室利用者数	906 人	28.6%
その他	285 人	—

※その他は、軽食利用者

(2) 自主事業の実施状況

- ・ 第2回霧の森秋の収穫祭
- ・ 霧の森の「ふれあい館」及び「新宮本店」のギャラリーでの催し

(3) 利用料金の収入

- ・ 霧の森交湯～館

	令和2年度	対前年度比
入浴料	7,704,200 円	50.7%
研修室使用料	143,025 円	34.5%

6 決算の状況

(1) 貸借対照表

令和3年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	350,925,801
固定資産	131,712,143
有形固定資産	125,970,396
無形固定資産	560,700
投資その他の資産	5,181,047
資産合計	482,637,944

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	50,265,419
固定負債	5,313,406
負債合計	55,578,825
純資産の部	
株主資本	427,059,119
資本金	125,500,000
利益剰余金	301,559,119
純資産合計	427,059,119
負債・純資産合計	482,637,944

(2) 損益計算書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位：円)

科 目	金 額
売上高	453,608,697
売上原価	188,642,234
売上総利益	264,966,463
販売費及び一般管理費	287,523,903
営業損失	22,557,440
営業外収益	10,373,732
営業外費用	463,461
経常損失	12,647,169
特別利益	0
特別損失	100,740
税引前当期純損失	12,747,909
法人税、住民税及び事業税	731,100
当期純損失	13,479,009

※決算報告書より抜粋